

件名	愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について
主管課	税務課
根拠法令等	地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項
<p>障害者の雇用促進を図るための県税（個人事業税・法人事業税）の特別措置について定めた標記の条例について、次のとおり一部改正したうえで条例の適用期限を3年間延長する。</p> <p>【改正の概要】</p> <p>1 適用期間を延長する。</p> <p>【法人】 （現行）平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度 （改正案）平成31年4月1日から平成34年3月31日までの間に開始する各事業年度</p> <p>【個人】 （現行）平成29年から平成31年までの各年 （改正案）平成32年から平成35年までの各年</p> <p>2 雇用障害者数の基準となる事業年度を改正する。</p> <p>【法人】 （現行）平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する最後の事業年度 （改正案）平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する最後の事業年度</p> <p>【個人】 （現行）平成28年 → （改正案）平成31年</p> <p>【制度の概要】</p> <p>1 対象となる事業主 障害者の雇用を拡大した事業主（次の要件に該当していることが必要）</p> <p>① 常時雇用する労働者の数が45.5人未満であること。 ② 適用対象事業年度（年）の雇用障害者数が基準事業年度（年）の雇用障害者数を超えること。 適用対象事業年度（年） この条例の規定の適用を受けようとする事業税の課税標準を算定する期間 （法人にあつては事業年度の期間、個人にあつては1/1から12/31までの期間） 基準事業年度（年） 上記のとおり</p> <p>③ 雇用保険の適用事業の事業者であること。</p> <p>2 軽減内容 現行税率の1/2を軽減する。 ただし、軽減税額は、障害者の雇用拡大数1人当たり10万円を限度とする。</p> <p>【減収補填措置】 なし。</p>	
施行日	公布の日